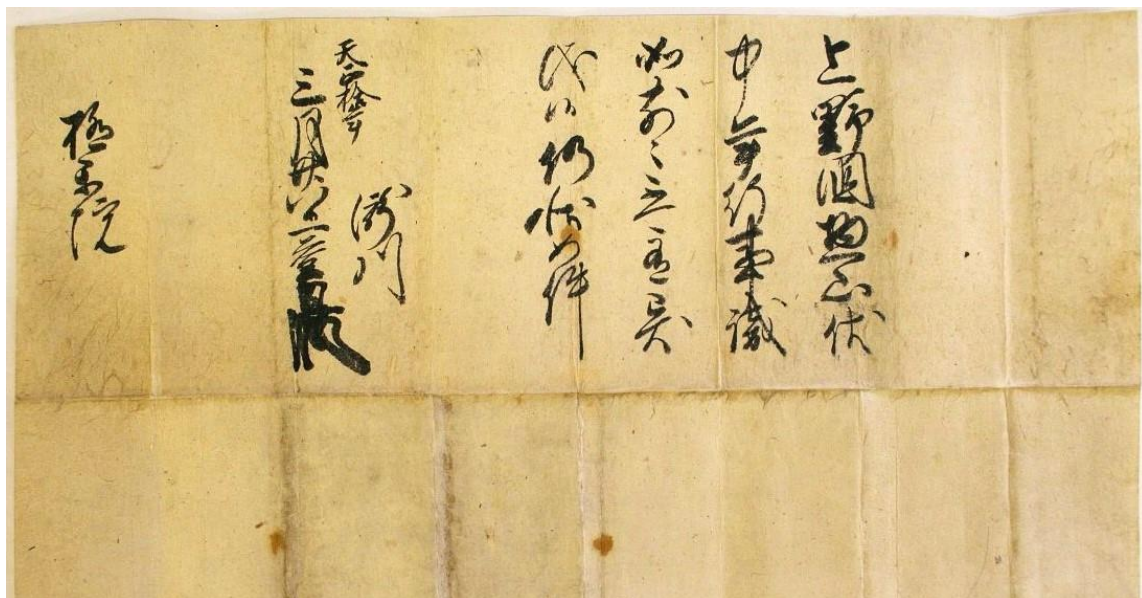




滝川一益判物（上野国惣山伏年行事職仰付）

天正 10 年 (1582) 3 月 28 日

織田家家臣滝川一益が和田山（高崎市箕郷町）の極楽院に対し、上野国における山伏（修験者）の年行事職（総支配権）を安堵した文書です。天正 10 年（1582）3 月武田家が滅亡し、旧武田領国は織田信長の支配下となり、上野国には重臣の滝川一益が入国しました。この文書からは一益が入国直後より精力的に領国支配を行っていた様子がうかがわれます。

極楽院は本山派の修験宗に属し、箕輪城主長野業政の帰依の下、良雲が戦国時代に開山しました。明治初年廃絶しました。

浦野安孫家文書 P0603 No. 2

滝川一益判物

（天正十年・一五八二）

《釈文》

上野國惣山伏
中年行事職、
如前々不_レ可_レ有_二異
儀_一候、仍状如_レ件

（一五八二）
天正拾年 瀧川

三月廿八日一益（花押）

極 楽 院

《読み下し》

上野國惣山伏_{（そうやまぶしちゆうねんぎようじしき）}中年行事職、_{（まへまえ）}前々の如く異儀_{（いぎ）}
有るべからず候、仍つて状件_{（くだん）}の如し

（一五八二）
天正拾年 瀧川

三月廿八日一益（花押）
極 楽 院

【浦野安孫家文書 P〇六〇三 No.二】